

12月定例会 こんなこと決めました

会期:平成26年12月9日~24日

次の条例を修正可決

●大崎町いじめ問題対策委員会設置条例の制定

この条例は、大崎町立小学校及び中学校におけるいじめの防止及び解決に資するため、教育委員会に対策委員会を置くもの。

条例の内容は次のとおり(抜粋)

(所掌事務)

- ① いじめの防止等のため、対策について審議し、提言を行う。
- ② 重大事態について、事実関係を明確にするため、調査を行う。
- ③ その他学校におけるいじめ防止等のため、教育委員会が特に必要と認める事項に関すること。

(組織)

- 1 対策委員会は7人以内で組織する。
 - ① 識見を有する者
 - ② 関係行政機関の職員
 - ③ その他、特に教育委員会が適当と認める者
- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 1 対策委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、互選により定める。
- 2 委員長は対策委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

- 1 対策委員会に、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

- 1 対策委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員のうち、重大事態の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者は、その会議に加わることはできない。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 委員長は、必要があると認めるときには、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(資料提出の要求等)

対策委員会は、必要があると認めるときは、参考人に意見を求め、又は関係者に対し資料の提出、説明及び協力を求めることができる。

(守秘義務)

委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

対策委員会の庶務は、教育委員会管理課において処理する。

(委任)

この条例に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

監査委員を再同意

監査委員の任期が満了となったことから、再度、同意をいたしました。



住所 仮宿1771番地
氏名 四本庸一氏